

【法改正】（参照：[健康保険法施行令等の一部を改正する政令案（概要）](#)）

【2月18日】

・ P 78 1章 健康保険法 39課 (2) 赤字箇所

前：40万8,000円

後：48万8,000円

前：42万円

後：50万円

※ 産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額

現 行：40.8万円+加算額 1.2万円 総額 42万円

改正後：48.8万円+加算額 1.2万円 総額 50万円